広報 すぎなみ

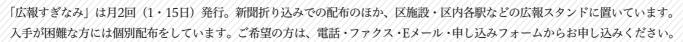
人権の悩みに 耳を傾け、寄り添う。

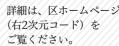
誰もが当たり前に幸せに生きられる 社会を目指し、地域に根ざして活動 する人権擁護委員。人権について悩 みを抱える方の声に耳を傾け、解決に 向けて共に考える「人権相談」、人 権の大切さを伝える啓発活動などに 取り組んでいます。今回は、杉並区 人権擁護委員の皆さんに、活動への 思いを伺いました。

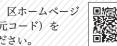


🏫 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | 🕓 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通)| 🖳 区ホームページ:https://www.city.suginami.tokyo.jp/ | 🎹 発行:杉並区 | 🍨 編集:広報課









一人一人が、当たり前に大切にされる社会を目指して



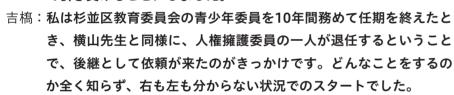
人権とは、誰もが生まれながらにして持っている自分らしく幸 せに生きることのできる権利のことです。

私たちの身の回りには、性別・国籍・子ども・高齢者・障害者 などの理由で権利を侵害されるさまざまな人権問題があります。

人権相談、人権に関する啓発に尽力

人権擁護委員になったきっかけを教えてください。

横山:和田小学校の校長を60歳で定年退職したの を機に、人権擁護委員になりました。声 をかけてくれたのは、同じく教員として 人権擁護委員を務めてきた先生で、自身 が退任するから後継をお願いしたいとい うことでした。私自身、かねてから人権問 題には関心があり、関わる機会もありましたの で引き受けることにしました。



安部:私も弁護士の仕事をしていて、先輩弁護士から打診されたことが委 員になったきっかけです。引き受けた当初は人権擁護委員という名 前すら知りませんでした。職業柄、人権擁護に関わることができる のなら良い機会だと思いました。

— 人権擁護委員の活動には、どのようなものがありますか?

安部:人権擁護委員の活動の柱となっているうちの一つが「人権相談」で す。人権問題に関わる相談に対応する活動で、東京法務局の電話 相談、区役所の窓口での対面相談などがあります。当番制で人権擁 護委員それぞれが割り振られたスケジュールで相談を受け付けます。

横山:法務局では、昨年から「LINEじんけん相談」も開設されました ね。LINEでの相談は文字で思いを伝えることから、電話や対面で の相談にも増して、発する言葉に強く責任を感じています。



吉槗:委員の活動には人権相談のほか、小学生たち が人権について発表する「こどもたちの 人権メッセージ発表会」や、小学生たち が種から花を育てる「人権の花運動」な どのサポート、区内の学校で実施され る人権教室などもあります。

─ 近年の人権相談の傾向があれば教えてください。

横山:LINEでの相談が開設されたことで、中高生などの若年層からも相談 が来るようになりました。進路、親や友人との関係、不登校などの 悩みを多く聞きますが、話に耳を傾けていると、周りに相談できる 相手がいないことが感じ取れます。要するに、最後の頼みの綱とし て私たちにメッセージを送ってくる子が多いのです。文字でやり取 りすることの難しさはありますが、彼らの力になれるのであれば LINEでの相談が開設された意味も大きいと思います。

安部:私は24年間委員を務めてきましたが、やはり昨今の傾向としては ネット上のトラブルに関する相談がとても増えたと実感しています。 SNSで誹謗中傷を受けている、プライバシーを侵害されていると いった悩みです。このことは、時代の流れの中で人権問題が直面し た、最大の変化ではないでしょうか。

一相談を受けたときには、基本的にどのような対応をするのでしょうか?

安部:まず相談者の話に耳を傾けること。いわゆる「傾聴」に徹するのが 基本です。実は、私たちのところに来る相談のほとんどは、人権相 談の時間の中で解決できることではありません。イメージとしては、 100の相談があっても、明確に解決策を導けるものは3つ4つ程度で す。共感や寄り添いを交えながら、ひたすら相談者さんの話に耳を 傾けるというのが大切なのです。

横山:そのときに、自分の考えを押し付けないことが重要です。あくまで 「一緒に考えましょう」というスタンスで話を聞きます。相談してく る人にとっては、誰かに話を聞いてもらうだけで心の重荷が軽くな るという面もあると思います。

吉槗:相談の終わりに「話したことで少しすっきりしました」「ありがとう」 と言ってもらえたり、喜んでもらえたり。そんなときは話を聞いて よかったなと思います。

人助けの気持ちが人権擁護活動を支える原動力

― 長く人権擁護委員として活動されている皆さん。どんな思いが原動力と なっているのですか?

吉槗:性格的に、困っている人を助けたいという気持ちが強く、だからこ そ青少年委員や民生委員・児童委員などさまざまな活動を経験して きました。そんな中でも人権擁護委員は特に緊張感の大きな任務だ と感じます。大変な面もあるけれど、わらにもすがる気持ちで相談 してきてくれた方の役に少しでも立ちたいという思いがあるから、 これまで続けてくることができました。人権擁護委員を経験して、 人助けをしたい気持ちはより強くなったように感じます。

安部:私は弁護士であり、そもそも弁護士の使命として「基本的人権の擁 護」がありますから、それを実践できる貴重なポジションが人権擁 護委員だと思いますし、そこに少しでも寄与できるのであれば喜ん で貢献したい。そんな気持ちが根底にあります。

横山:私の原点はやはり子どもたちの存在です。長く教員をやってきて、子 どもたちの置かれた環境の格差というものを目の当たりにしてきまし た。学校の人権教室で「人権とは何か」を考えてもらうときに、「き

れいな水が飲めること」「ごはんを満足に食べられること」「不自由な く勉強ができること」などと伝えていますが、遠足で満足なお弁当を 持ってこられない子、最低限の学用品を用意できない子…。当たり前 の権利が保障されていない子もいます。教員生活の中では、人権につ いて考えさせられるシーンが何度もあり、社会的弱者である子どもた ちをなんとかしてあげたいとずっと思い続けてきました。そのような 子どもたちがいることを、社会に知らせたい思いもあります。

吉槁:私は「こどもたちの人権メッセージ発表会」を担当していますが、家 族に障害者あるいは高齢者がいる子どもたちが、自分自身の体験とし て話す発表は、特に胸に迫るものがあります。一方で、当事者でない 子どもたちも、人権教室を終えるとすごく清らかな表情になるのが印 象深くて。私たちの活動が、1人でも多くの子にとって人権について 考えるきっかけになるといいなと願っています。

安部:子どもの頃からしっかりと人権教育するのは本当に大切で、ぜひ杉 並区も今以上に力を入れてほしいと思います。

差別のない、思いやりあふれる杉並に

一人権が守られる社会とまちづくりのために、一人一人がどのような意識を 持つのが大切だと考えますか?

横山:障害者・外国人・貧困・性的マイノリティーなど…。さまざまな差 別がまだまだあります。このまちに暮らす一人一人がそういった差 別に目を向け、改めて考えていくことが大切ではないでしょうか。 差別が少しでも減っていく、そんな杉並であってほしいです。

人権擁護委員とは?

人権擁護委員とは、地域の中で人権尊重思想を広 め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を 擁護していくことが望ましいという考えから創設され

た民間のボランティアです。 さまざまな分野の方が、法務大臣から委嘱を受け、 区内では13名の委員が人権相談・啓発活動などを行っ ています。

吉槗:相手の立場になって考えること。それが優しさにつながります。地 域のつながりも大切だと私は思っていて、ほんの少しでもお隣さん やご近所さんを気にかけて、助け合えるといいですよね。「お互い 様」が行き交うまちは素敵です。

安部:以前、人権パネル展で「其れ必か」という言葉を目にしました。後 で意味を調べるとそれは孔子の言葉で、人間が生きていくうえで一 番大切なことは何かと問われた際に、孔子は「恕

=思いやり」だと答えたそうです。人権を 一言で表すなら、まさに「思いやり」で はないでしょうか。思いやりをみんなが 大切にすることで、人権が大切にされる まちが育っていくのだと思います。



\ 人権相談を受け付けています! /

いじめ・差別など、さまざまな人権問題について、人権擁 護委員が相談を受け付けています。

日時 毎月第4金曜日、午後1時~4時 (受け付けは3時まで。祝日、年末年始を除く)

場所 相談室(区役所西棟2階)

間区政相談課

12月4日~10日は「人権週間」です 8・9面へ

プロフィール: 左から安部陽一郎(あべ・よういちろう) 昭和32年生まれ。弁護士の 仕事と並行して、平成12年11月から人権擁護委員の活動を開始。平成30年5月~令和2 年6月東京人権擁護委員協議会会長を務める/吉槗正美(よしはし・まさみ) 昭和26 年生まれ。杉並区教育委員会青少年委員、青少年委員協議会会長などを務め、人権擁 護委員に着任/横山正(よこやま・ただし) 昭和22年生まれ。和田小学校校長を定年 退職後、人権擁護委員に着任。東京人権擁護委員協議会杉並地区委員会代表を務める

